

山本議長	<p style="text-align: right;">( 9 : 30 )</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより令和7年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>令和7年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>議員の皆様をはじめ、管理者及び関係職員におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして大変ご苦労さまでございます。</p> <p>今年も新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染が拡大しております。</p> <p>皆様方におかれましては、体調管理に十分にご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>さて、本日提案されている議案は、令和6年度歳入歳出決算の認定、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正及び管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正の4件でございます。</p> <p>なお、スムーズな議会運営にご協力を願いいたします。</p> <p>続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。</p>
谷口管理者	<p>皆様、改めまして、おはようございます。</p> <p>開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>議員の皆様におかれましては、令和7年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にもかかわりませずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本年度の環境の森センター・きづがわの運転管理に関しては、例年同様、年2回、2炉とも運転を停止し、大規模な定期点検を行うこととしておりまして、今年度2度目の定期点検を12月27日から来年の1月22日までの間に実施する予定でございます。</p> <p>これら大規模な定期点検に加えまして、日常点検はもとより、年次計画に基づく1炉ごとの点検などにつきましても計画的に実施することで、安定した施設の稼働を引き続き確保してまいります。</p> <p>また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や調査会社に委託している法定測定につきまして、法令基準値はもとより、独自に定めている管理目標値を満足する結果となっているところでございます。引き続き、施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。</p> <p>次に、去る10月11日に発生した労災事故についてでございます。本組合が業務委託しております運転維持管理業務において、受託</p>

谷口管理者 つづき	<p>業者の従業員が負傷する事故が発生いたしました。今後このような事故が再び起きないよう、受託業者には安全管理の徹底と継続的な教育を指導し、安全意識の向上を図るよう求めているところでございます。</p> <p>さて、本日ご提案させていただく事案につきましては、令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定など認定1件、議案3件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状のご報告などを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>
山本議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、長岡一夫議員、5番、玉川実二議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日11月25日の1日間としたいと思います。これに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3、認定第1号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p> <p>管理者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者。</p>
谷口管理者	<p>認定第1号、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>令和6年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、議会の認定を求めるため提案するものでございます。</p> <p>それでは概要を申し上げます。</p> <p>まず、歳入の総額につきましては、8億2,732万2,106円</p>

谷口管理者 つづき	<p>で、前年度より 26.6% の増加となりました。</p> <p>また、歳出の総額につきましては、8億1,898万8,533円で、前年度より 26.7% の増加となりました。</p> <p>結果、歳入歳出の差引き残額は833万3,573円の黒字決算となり、このうち450万円を財政調整基金に繰入れ、残り383万3,573円を令和7年度に繰り越すことにいたしました。</p> <p>以上が決算の概要でございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。</p>
山本議長	<p>事務局長。</p>
尾崎事務局長	<p>事務局長でございます。認定第1号、令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、決算書によりまして令和6年度の決算の概要をご説明させていただきます。</p> <p>決算書の1ページから4ページまで、歳入歳出それぞれ款項別の内訳を記載いたしております。</p> <p>記載のとおり、令和6年度の決算の総額につきましては、歳入の合計が8億2,732万2,106円に対しまして、歳出の合計が8億1,898万8,533円となり、歳入歳出の差引額が833万3,573円となりました。</p> <p>このうち、地方自治法第233条の2及び本組合財政調整基金に関する条例第2条の規定に基づきまして、財政調整基金に450万円を繰り入れることといたしました。</p> <p>以上が決算の総額の概要でございます。</p> <p>次に、決算の主な内容につきまして、成果の説明書によりましてご説明をさせていただきます。</p> <p>成果の説明書の2ページの中ほど、第2表をご覧いただきたいと思います。</p> <p>歳入の概要についてご説明をいたします。</p> <p>歳入合計は8億2,732万2,106円で、主なものは分担金及び負担金並びに使用料及び手数料でございます。</p> <p>分担金及び負担金につきましては、歳入総額の71.1%に当たる5億8,812万1,090円で、長期継続契約としている施設の維持管理費用の年度別契約による普通分担金の増加など、前年度と比較し43.4%、1億7,801万5,206円の増となりました。</p> <p>また、使用料及び手数料につきましては、歳入総額の23.9%に当たる1億9,748万1,796円で、事業系一般廃棄物の僅かな減少などにより、前年度と比較し2万322円の減となりました。</p> <p>続きまして、3ページの中ほど、第3表をご覧ください。</p>

尾崎事務局長 つづき	<p>歳出の概要についてご説明をいたします。</p> <p>歳出合計は8億1, 898万8, 533円で、区分別の構成比は前年度とおおむね同じ傾向であります。歳出の82.4%を占める衛生費につきましては、長期継続契約をしております運転管理維持管理業務が、年度間の維持管理内容等により、前年度と比較し35.9%、1億7, 826万1, 511円の増となりました。</p> <p>続きまして、主要な事業の概要についてご説明をいたします。</p> <p>8ページ上段、事務局運営事務事業費でございます。</p> <p>令和5年度に実施した施設内的一部崩落したのり面の応急工事や事務用パソコンの購入費が令和6年度は皆減となり、前年度と比較し89万6, 036円の減となりました。</p> <p>下段の環境監視委員会運営事業費につきましては、年3回の委員会を開催いただき、報償費及び費用弁償として18万2, 960円を支出いたしました。</p> <p>9ページの上段、基金利子積立事業費につきましては、表中のとおり、それぞれの運用益を各基金に積み立てるとともに、下段の環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費につきましては、余剰電力売電料の全額と処理手数料の一部を合わせ、4, 519万3, 136円の積立てをいたしました。</p> <p>少し飛びまして、11ページの上段、清掃総務事務事業費でございます。</p> <p>主に施設センター長及び施設課職員の人事費などでございまして、施設課の職員1名が退職したため、前年度と比較し1, 070万9, 903円の減となりました。</p> <p>下段のごみ焼却処理事業費につきましては、長期継続契約である運転管理業務委託費は年度間の増減により約1億7, 000万円増となつたことに加え、排水施設崩落による緊急対応として排水施設緊急対策工事等の実施により、前年度と比較し1億8, 819万9, 738円の増となりました。</p> <p>12ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費につきましては、フェニックス建設事業、廃乾電池処分、小動物死体処理、伊賀市への環境保全負担金などでございまして、実績等に基づき1, 180万7, 130円を支出いたしました。</p> <p>下段及び13ページの組合債の元金及び利子償還事業費につきましては、令和元年度及び令和2年度にそれぞれ借り入れた打越台環境センター施設撤去事業債の3億6, 210万円に係る元金及び利子の償還額でございます。</p> <p>なお、元金の支出につきましては、打越台環境センター撤去整備に関する基金から920万円の繰入れを行っております。</p> <p>以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
山本議長	<p>続きまして、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。</p>

山本議長 つづき	福井監査委員、報告を求めます。
福井監査委員	<p>監査委員の福井でございます。</p> <p>令和7年10月21日に管理者に提出いたしました令和6年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。</p> <p>なお、本意見は西井代表監査委員との合議によるものでございます。</p> <p>それでは、意見書の1ページをご覧ください。</p> <p>審査の対象は、令和6年度の本組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書で、令和7年10月20日に環境の森センター・きづがわにて審査を実施いたしました。</p> <p>審査の方法は、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出決算書等が、関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして慎重に審査を行いました。</p> <p>結果、審査に付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令に準拠して調製されており、審査した範囲においては、その計数は関係帳簿等と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行についても総括的には適正に執行されていると認められました。</p> <p>また、基金は、設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。</p> <p>審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページの上段にかけまして記載をしております。</p> <p>業務の状況につきましては、供用開始後7年が経過する中、計画的で適切な運転や維持管理を行うことで、特段の支障等もなく稼働されており、令和6年度のごみの受入れ量は、前年度と比較して2.7%減の2万3,057トンでありました。</p> <p>引き続き、安全かつ安定した運転や維持管理に向け、適切かつ定期的な点検や整備に努められるよう求めます。</p> <p>決算状況につきましては、歳入の決算額は8億2,732万2,106円で、前年度と比較いたしますと26.6%の増、歳出の決算額は8億1,898万8,533円で、前年度と比較いたしますと26.7%の増となっており、形式収支額及び実質収支額はいずれも833万3,573円の黒字となっております。</p> <p>なお、歳入・歳出の状況、ごみ処理の原価計算及び発電・受電状況、財産に関する調書につきましては、3ページから11ページ上段にかけて記載しておりますが、先ほど事務局から説明もありましたので、説明を省略させていただきます。</p>

福井監査委員  
つづき

今回の決算審査全体のまとめにつきましては、11ページ中ほどから12ページにかけて「むすび」として記載をしておりますので、その要点についてご説明いたします。

1点目ですが、歳入・歳出についてでございます。

手数料収入につきましては、草などを含む事業系一般廃棄物が減少したことなどから、前年度に比べ2万円減少とほぼ同額でした。

新型コロナウイルス感染症によるごみの搬入量への影響は、一定収束してきたものと推察される中、一時的な受入れ量の増減などは焼却処理への影響も懸念されることから、これらの傾向等について引き続き注視し、日々の運転管理に努めていただくよう指摘いたしました。

余剰電力の売電収入につきましては、前年度に比べ472万円の減少でありますが、例年同様、夏場を中心とした効率的な発電に努めたことを評価するとともに、搬入ごみ量の減少により光熱水費が前年度に比べ190万円増加していることから、引き続き業務全般の節電対策に努めていただくよう指摘いたしました。

また、余剰電力の収益について、引き続き確保に努めるよう指摘いたしました。

2点目、環境の森センター・きづがわの運転・維持管理についてでございます。

環境の森センター・きづがわの運転管理につきましては、夜間・休日の運転、設備点検に関する業務を民間事業者に委託していることから、当該民間事業者との連携・情報共有が欠かせないものとして、引き続き、日々の引継ぎや定期的な会議などにより情報共有を図り、迅速かつ適切な運転管理を継続するよう指摘いたしました。

3点目、各種基金の運用についてでございます。

令和6年度末に、4種類の基金につきましては分散管理されており、リスクマネジメントの観点などから有効的なものと認められるとともに、基金の一部を高利率での金融機関へ預け入れする動きも見られました。引き続き、確実かつ効率的な運用という観点の下、適切な管理運用に努めるよう指摘いたしました。

4点目、各種基金の活用についてでございます。

打越台環境センター撤去整備に関する基金につきましては、令和6年度末の残高が4,627万3,039円となり、当該工事に係る組合債の元金償還の財源として取崩し、残高が減少しているが、目的に沿った活用であると認められます。

また、環境の森センター・きづがわ維持管理基金につきましては、引き続き、安全かつ安定した稼働を継続するために、計画的で適切な設備等の修繕、更新等が求められるところです。

今後、これらの費用負担の発生により組合構成市町の分担金負担が大きく増加する際は、各種基金の効果的な活用により年度間の負担の平準化を図るなど、適切に対処するよう指摘いたしました。

最後になりますが、業務上横領に係る損害賠償請求の状況についてでございます。

平成22年8月に判明した嘱託職員による処理手数料を着服した事

福井監査委員 つづき	<p>案につきまして、被害額と遅延損害金を合わせた損害賠償金の総額は、令和6年度末時点において1,287万8,423円となっています。本人の収入や年齢などから、損害賠償金の完済を見込むことが困難な状況であることに変わりはありませんが、引き続き、損害賠償金の徴収と滞納整理に努めるよう指摘いたしました。</p> <p>以上で、令和6年度の本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。</p>
山本議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑を行います。</p> <p>質疑は歳入、歳出ごとに行い、決算書または資料の何ページかを示してください。</p> <p>それでは、歳出全般について質疑ございませんか。</p> <p>山下議員。</p>
山下議員	<p>歳出の部分なんですけれども、説明書の8ページでございます。その下段のほうの環境監視委員会運営事業費についてでございます。</p> <p>監視委員会が年数回開かれておりますけれども、その会議におきまして課題的な提議があったのかどうか、または要望的な事項があつたのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。</p>
山本議長	<p>事務局長。</p>
尾崎事務局長	<p>事務局長でございます。課題があつたかどうかということなのですが、通常、安定して運転管理を行っておりまして、その維持管理している内容を定期的に報告させていただきます。そのときに、日々起つた中で、水銀濃度が高かったりとか、こういった故障があつて焼却炉を止めたとか、そういうことをこちらからこういうことがありましたという提示をさせていただきまして、そこでちょっと話し合つて、知識のある方とかもおられますので、今後の対応はこうしたほうがいいとか、そういうことを話させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
山本議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳入全般について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。ございませんか。</p>

山本議長 つづき	<p>(なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。            討論を行います。            討論ございますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。            お諮りいたします。            本件は原案のとおり認定することに賛成の議員は起立お願いいいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。            したがって、認定第1号「令和6年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり認定することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。            管理者から提案理由の説明を求めます。            管理者。</p>
谷口管理者	<p>議案第7号、木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。            会計年度任用職員の給料につきましては、令和7年人事院勧告により正職員の給料改定がされること、また、近隣市町村との給与水準の均衡を保つため、所要の改正を行うものでございます。            よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。</p>
山本議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。            質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。            討論を行います。</p>

山本議長 つづき	<p>討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。 お諮りいたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立お願いいいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第8号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
谷口管理者	<p>議案第8号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。 令和7年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和7年1月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。 これを受け、本組合においても国と同様に給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
山本議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。</p>

山本議長 つづき	<p>お諮りいたします。            本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立をお願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。            したがって、議案第8号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第9号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題といたします。            管理者から提案理由の説明を求めます。            管理者。</p>
谷口管理者	<p>議案第9号、木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。            地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布され、改正による条ずれが発生することに伴い、所要の改正を行うものでございます。            よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
山本議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。            質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。            討論を行います。            討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>討論なしと認めます。            お諮りいたします。            本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立をお願いいたします。</p> <p>(賛成者起立)</p>

<p>山本議長 つづき</p>	<p>起立全員であります。</p> <p>したがって、議案第9号「木津川市精華町環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。</p> <p>議会運営委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本件は、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。</p> <p>これをもちまして、令和7年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>(10:03)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p>議長</p> <p>議員</p> <p>議員</p>